

一宮市表彰条例による表彰基準表(6/6)

永年勤続表彰				
区分	(15) 市内の保育園(一宮市立を除く。)又は認定こども園、幼稚園又は地域型保育事業の従事者として20年以上在職した者	(16) 技能者として同一職種に主として市内で25年以上従事し、他の技能者の模範となっている者	(17) 産業従事者として市内の事務所又は事業所に20年以上勤務し、誠実に業務に精励した者	(18) 小中学校等の教職員(一宮市職員を除く。)として市内の小中学校等に30年以上在職した者
表彰事項	保育従事者	技能者	産業従事者	教員等
対象	①従事者には、事務職員等を含む。 ②在職とは、正規職員として勤務した期間をいう。	①優れた技能をもち後進の模範と認められる者 ②市内に居住する者	①現在、会社役員、組合役員等の役職にあつて経営者としての職責にある者は、対象としない。 ②国、県の出先機関及び公社、公団等公共団体に準ずる事業所に勤務する者は対象としない。 ③会社の合併等、本人の意志に反して雇用主に変更がある場合は対象とする。	校長 教頭 教諭 養護教諭 栄養士 事務員
基準年数				
基準年齢				
備考	①休職期間は、原則として在職年数から控除するが、病気による休職期間については、その1/2を算入する。育児休業期間は1/2を控除する。 ②保育従事者として表彰された者は、産業従事者として表彰しない。	産業従事者として表彰された者は、技能者として表彰しない。	①休職期間は、原則として在職年数から控除するが、病気による休職期間については、その1/2を算入する。育児休業期間は1/2を控除する。 ②環境事業従事者、看護師、保育従事者及び技能者として表彰された者は、産業従事者として表彰しない。	①公立及び私立を問わず市内の小中学校に勤務した期間は通算する。 ②休職期間は、原則として在職年数から控除するが、病気による休職期間については、その1/2を算入する。育児休業期間は1/2を控除する。

一宮市表彰条例による表彰基準表(2/6)

一 般 表 彰						
区 分	(4) 科学技術の発達に関し、市民の利益を増進し、その功績の顕著な者	(5) 社会福祉又は保健衛生に尽力し、その功績の顕著な者	(6) アイバンク運動による角膜提供等により医学治療に貢献した者	(7) 災害の発生に際し、有効かつ適切な行為により被害を最小限度にとどめ、その功績の顕著な者	(8) 市のために100万円相当以上の私財を寄附し、市政に貢献した者	(9) 社会奉仕活動その他の善行により、市民の福利を増進し市民の模範と認められる者
表彰事項	科 学 技 術	社会福祉・保健衛生	医 学 治 療	災 害 救 助	寄 附	社 会 奉 仕
対 象	①特許として登録された優秀な発明考案をし、その事績著明な者 ②多年にわたり発明奨励の業務に精励し市民の模範となる者 ③多年にわたり公共的な発明奨励団体の運営に尽力した者 ④公共的発明、研究施設の充実に尽力した者 ⑤優秀な発明の育成に尽力した者 ⑥優秀な発明を広く実施されることに尽力した者	社会福祉、保健衛生、その他厚生行政関係の事業に関し ①自ら施設の設立、整備等を行い、又はこれらに多大な援助をした者 ②多年にわたりこれらの施設の経営に多大の功績を残し、又は多大の援助をした者 ③関係団体の強化発展に多大な貢献をした者 ④これらの事業の発展強化育成、指導奨励等について多大の尽力をした者 ⑤その他これらの事業に関係のある産業又は企業の振興等に多大な寄与をした者	①アイバンク運動による角膜提供者 ②研究に供するための献体を行った者 ③その他医学治療に貢献した者	自己の生命を顧みず、有効適切な行為により、人命又は物的な被害を最小限度にとどめ、功績の大なる者		多年にわたり次のような奉仕活動等を行い成績著明で市民の模範と認められるもの ①公共施設の美化、清掃 ②社会福祉施設の慰問 ③交通安全、防犯活動 ④その他、市民の福祉向上に寄与する行為
基準年数	おおむね15年以上	おおむね15年以上				おおむね10年以上
基準年齢	おおむね55歳以上	おおむね55歳以上				
備 考	対象①④⑤⑥は、基準年数、基準年齢にこだわらない。			その他にあつては、一宮市消防団規則一宮市消防表彰条例により、授与する。	①年間2回以上にわたって寄付し、100万円以上の額に達しても対象としない。 ②PTA、学校後援会及び寄付目的の団体等からの寄付は対象としない。 ③社会通念上、売名、宣伝行為と考えられるものは対象としない。 ④いちのみや応援寄附金は対象としない。	奉仕活動等の規模、密度、成果等を勘案して表彰対象年数を決定する。

一宮市制施行記念式典での被表彰意思等確認書

*表彰審査委員会への提出資料となります。

1. 氏名 ふりがな いちのみや たろう
一宮 太郎

*表彰状等へは上記に書かれた氏名の表記となります。正確に記入ください。

2. 被表彰意思 有 無

*「無」の場合、3～4の記入は不要です。

3. 被表彰者名簿等への
氏名の登載 可 匿名希望

4. 刑罰の有無 有 無

* 表彰条例による審査項目ですが、駐車違反などの道路交通法等違反による罰金刑は除かれます。

上のおり相違ありません。

2025年4月××日

氏名 一宮 太郎

*自署が望ましいですが、記名でも結構です。

記入例

②

1 「一宮市制施行記念式典での被表彰意思等
確認書」の署名と同一の氏名（外字に注意）
を記入してください。
故人の場合は、氏名の前に（故）と記入して
ください。

3 個人の場合は必ず記入してください。

4 団体の場合は代表者住所・氏名をこの欄に
記入してください。
（被表彰者名簿等には記載されません。）

6 学校医等、環境事業従事者、2次病院看護
師、保育従事者、技能者、産業従事者、
小中学校の教職員についてののみ
記入してください。

休職期間の計算
心身の故障による休職期間 5/10を控除
刑事事件による休職期間 10/10を控除
（無罪となったものについては5/10を控除）
育児休業期間 5/10を控除
※合計の月数が0.5月以上の場合は、1月と計算
してください。

職歴についての証明は、環境事業従事者・2次
病院看護師・保育従事者・産業従事者で、勤務
年数に前職を含む場合のみ記入してください。
確認者は、事業主または事業所担当者としてく
ださい（@不要）。

表 彰 調 書		市担当課名 秘書課 担当者名 宮一 (内線 1022)	
1 ふりがな いちのみや はなこ 氏名(名称) 一宮 花子		2 生年月日 1965年4月1日	
3 本 籍 一宮市本町2丁目5番地6		5 表彰該当事項 (一般・永年)	
4 現住所 一宮市本町2丁目5番6号-1116 一宮マンションII		区分番号 (15) 表彰事項 (保育従事者)	
6 勤務先 名称・所在地・代表者名・電話番号 一宮市東五城備前12 ひよこ保育園 園長 尾西 太郎 Tel:0586-28-8100	7 職種 保育士		
8 経歴の概要			
職歴内容	就任(職)年月日	退任(職)年月日	在職期間 年 月
あひる保育園 (たいよう保育園・一宮市外)	1990.4.1 1993.4.1	1993.3.31 1996.3.31	3 0
ひよこ保育園	2003.4.1	現在	21 5
休職期間(該当期間のある場合のみ)	2004.6.4	2006.3.31	1 10
合 計 23 6			
上記の内容について、相違ないことを確認しました 事業所名 ひよこ保育園 確認者名 木曾川 花子			
9 品行・平素の行状 活動的、誠実であり、他の保育士の模範で ある。	10 信望の程度 保護者からの人望も厚く、信頼されて いる		
11 受賞の有無			
功績内容	受賞年月日	表彰者(職名・氏名)	
感謝状(人命救助)	2010.8.1	一宮市長 一宮 一郎	
12 その他参考となる事項 一宮 一子(姉) 一宮市本町2-5-6 匿名希望・報道不可 連絡先 役所 太郎(兄) 一宮市木曾川町内割田一の通り27			

5 一般・永年の別、表彰基準表の区分番号及び
表彰事項を記入してください。

7 個人の場合は必ず記入してください。

8 就任・退任等の始期終期は、月日まで記入
してください。(年は西暦で記入)
市外の事業所に勤務した年数は含みません。
在職期間は、退任年月日から就任年月日を
差し引いて16日以上の端数は1月とし、15日
以下は0月として計算してください。
勤続計算は、現職の場合9月1日現在で計算し
てください。
職歴は、単に表彰該当事項にとどまらず、広
く調査して記入してください。

11 感謝状を含め細大もろさず記入してくださ
い。
寄附行為による行賞は、記入不要です。
表彰状等の写しの添付は不要です。

12 被表彰者が故人の場合、意思確認をいただ
いた方の「氏名」「故人との続柄」「住所」を
記入してください。
上記の方と表彰決定等の連絡先が異なる場合
は、連絡先の「氏名」「故人との続柄」
「住所」も記入してください。
※匿名希望の場合は、名簿へ氏名の記載をし
ません。